

臨時補助人の選任の申立てについて

(補助人と被補助人との利益相反の場合)

東京家庭裁判所
東京家庭裁判所立川支部

はじめに

補助人が、被補助人との間でお互いの利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます。）をするには、被補助人のために臨時補助人を選任することを家庭裁判所に申し立てなければなりません（民法876条の7第3項）。例えば、補助人が自己の債務の担保として被補助人が所有する不動産に抵当権を設定したいときや、被補助人との間で遺産分割の協議をしたいときには、この申立てをして、家庭裁判所に臨時補助人を選任してもらう必要があります。

申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙 800円（申立書に貼付）
- 郵便切手 818円（82円切手9枚、10円切手8枚）

(添付書類)

- 臨時補助人候補者の住民票写し

遺産分割協議を目的とする場合

- 遺産分割協議書（案）
- 被補助人の法定相続分が確保されていることがわかる書面

例：遺産目録、遺産の評価額及び被補助人の取得額の一覧表

※遺産分割協議書（案）から遺産の評価額及び被補助人の取得額がわからない場合に必要

抵当権設定を目的とする場合

- 抵当権設定の契約書等（案）
- 金銭消費貸借契約書（案）（保証委託契約書（案））

(その他の添付書類)

不動産に関する場合

- 不動産の全部事項証明書
(既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要)

後見登記事項に変更がある場合

- 申立人及び被補助人の住民票の写し、戸籍謄本

※ 上記書類以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。